

内外財政金融調査報告

第四十七号

理 財 二、三、四、一五
財 局

新財政法に関する諸問題

一 序 説

新憲法の制定に伴い、財政に関する法令もその趣旨に従つて改められ、新たに新財政法、會計法等の財政法の体系が整えられた。これは主として憲法の財政規定から当然に必要とされる補充ないし敷衍の意味をもつものである。この新財政法が現在の情勢を前提として作られたためであるとしても、少くともそこには二つの大きな問題を感している。それは公債抑制の意向に関する規定の疑義と地方新財政に関する規定の欠陥とである。

二 公債抑制の原則

- (1) この新財政法は現在のインフレ進行期の財政法であつて、筆者の状態が変更したときは、必しもこのまゝ、妥当でない。特にそれが公債政策の轉善のみを重視している嫌いがある。
- (2) 公債の發行も、公事業業費、出資金及び貸付金の三つの場合に限り許容しているが、こ



いは現在は適當であつても、將來は障礙とならぬとは保証できない。公備政策の使命を長
い敵で見なければならぬ。

(3) 公債の日銀引受發行方法の禁止と、同様インフレ対策としては意味があろうが、逆の
場合には日銀引受の方法も相當の利災があることを忘れてはならない。

三、地方財政の重要性

(1) 戦時には國家財政の比重が特に増大し、平時には地方財政に重きが移ることは一般の事
業である。新憲法でも特に地方自治を規定してその重要性を認めてゐる。

(2) 地方財政の比重は予算の面にも明らか現われ、昭和二十二年度は五百億円と推算され
、國家財政の半ばに達している。また國家財政と地方財政とは、配付税や國庫の支出金二
百五十億円により、密接に連繫されている。

(3) このように地方財政は重要な意味をもつのであるが、財政法は地方財政に関して規定し
ていない。これは當然新に地方財政法によつて補われなければならないであろうが、少く
とも現行とこれを反くことは、財政全体を考へるときに大きな弱點となる。

(4) 例へば、健全財政といつては、それは國家財政だけの健全性であつて、地方財政では未
だ公債が多いかも知れない。

(5) さらに財政收入の中心は、國家財政では所得税であり、地方財政では營業税であるが、
所得税の予算課税主義は、營業税の累進主義と合致してゐない。

四、結 言

(1) 以上のように、この財政法は現在のインフレ進行期のみを前提として規定されている左
めに、將來は種々の困難を生む虞がある。

(2) 予算課税主義とデフレ期には問題であるし、財産税も今年限りであるから、次年度の收
支適合は赤字公債の否を懸念を越える限り相當困難となるのではなからうか。

(3) さらに地方財政から健全財政主義が破れることと考へられ、これらの意味から、中央
と地方とを包含した、しかもより恒久的な財政法の体系が今後の問題として考へられなけ
ればならない。

(沙見三郎委員)

